

## 第29回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年11月7日 午後3時～午後3時45分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（15人）

|     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 会長  | 10番 | 松浦 | 好一 |
| 副会長 | 5番  | 齋藤 | 邦雄 |
| 副会長 | 9番  | 設楽 | 嘉一 |
|     | 1番  | 塚越 | 早苗 |
|     | 2番  | 徳江 | 清東 |
|     | 3番  | 赤川 | 明宏 |
|     | 4番  | 羽鳥 | 誠  |
|     | 6番  | 星野 | 慎悟 |
|     | 7番  | 筑井 | 孝  |
|     | 11番 | 齋藤 | 直義 |
|     | 12番 | 原  | 信行 |
|     | 13番 | 横堀 | 徳壽 |
|     | 14番 | 中澤 | 清  |
|     | 15番 | 新井 | 正芳 |
|     | 16番 | 吉田 | 直樹 |

4、欠席委員（1人） 8番 武士千雅子

5、議事・報告

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

6、その他

○産業祭について

○たまねぎについて

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭  
事務局 村田 顕

## 8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第29回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

稲刈りも終わり麦作が始まります。

肥料の高騰対策には、JA佐波伊勢崎全体で800名以上、玉村町で150人程度の申請がありました。

今月は産業祭がありますが、ご協力お願い致します。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は15名ですので、総会は成立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 13番 横堀 委員 14番 中澤 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長：それでは、4番 議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号農地法第3条の規定による許可申請受付番号1について説明】

議 長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いいたします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地には影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第2号農地法第5条の規定による許可申請受付番号1について説明】

議 長 : それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いいたします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響がないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第2号 受付番号2 について説明をお願いします。

事務局 : 【議案第2号農地法第5条の規定による許可申請受付番号2について説明】

議 長 : それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いいたします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響がないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第5号 報告事項 について説明をお願いします。

議長：続きまして、次第5番 報告事項 に入ります。  
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号農地法第3条の3第1項の届出の受理状況説明】

【報告事項第2号農地法第4条第1項第8号の届出の受理状況説明】

【報告事項第3号農地法第5条第1項第7号の届出の受理状況説明】

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質問なし>

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。  
続いて、次第6番 その他 に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局：○産業祭について

11月20日(日)

|       |        |       |            |
|-------|--------|-------|------------|
| 当日の動き | 式典参加   | 9:30~ | 役場3階会議室    |
|       | 野菜の品評  | 上記終了後 | JAたまむら2階   |
|       | トッカン配布 | 上記終了後 | フルハートホール東側 |
|       | 野菜引渡   | 午後目安  |            |

○玉ねぎの定植について

12月2日（金） 午前8時30分～集合 小泉圃場  
芝根小学校と調整済みです。

○忘年会については、12月7日を予定します。ただし、  
新型コロナの感染拡大があれば中止とする場合もあります。

議 長 : その他について、質問等委員の方から何かありますか。

<質問無し>

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長 : 以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。